

## 参考資料

### ○ 基本構想の策定体制

吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定するにあたり、バリアフリーに関する意見等を幅広く集め、基本構想に反映させるための協議機関として「基本構想検討協議会」と「吉原駅改善検討部会」を設置しました。

「基本構想検討協議会」は、主に基本構想本体の策定に主眼を置き、吉原駅・吉原本町駅周辺地区のバリアの実態を踏まえ、重点整備地区の設定やバリアフリー化の基本方針、また、具体的なバリアフリー化事業等について検討することを目的としたものです。

一方、「吉原駅改善検討部会」は、「基本構想検討協議会」のワーキンググループとして位置づけられるものであり、専門的な見識・意見を踏まえながら、吉原駅の具体的な改善の方向性について検討することを目的としたものです。

なお、バリアフリー基本構想全般について、より専門的な立場・観点からの助言を得るために、国土交通省及び静岡県にオブザーバーとして参加いただきました。

#### 基本構想検討協議会

…調査地区のバリアの実態などを正確に把握した上で、重点整備地区の設定やバリアフリー化の基本的な方針、またバリアフリー化のための具体的な事業内容や事業の方向性などについて検討する組織です。

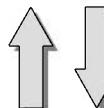
- ・学識経験者
  - ・障害者団体
  - ・高齢者団体
  - ・市民
  - ・公共交通事業者
  - ・施設管理者
  - ・公安委員会
  - ・市役所内関係各課
- などにより構成

#### 吉原駅改善検討部会

…より専門的な見解や、多くの関係機関・事業者との協議・調整が必要となる吉原駅等の鉄道駅について、バリアフリー化のための事業や方向性を検討する組織です。

- ・公共交通事業者
  - ・施設管理者
  - ・市役所内関係各課
- などにより構成

作業報告  
基本構想の案



↓ 意見

#### 事務局

富士市 都市整備部 都市計画課



#### オブザーバー

国土交通省・静岡県

■ 基本構想検討協議会委員

団体・所属等		役職等	氏名
学識経験者	南山大学総合政策学部	准教授	石川 良文
福祉関係	元吉原地区福祉推進会	会長	高橋 亮
	富士市身体障害者福祉会	会長	菊池 光男
	富士市視覚障害者福祉会	会長	望月 昇
	富士市聴覚障害者協会	会長	鈴木 礼子
	チャレンジド・ふじ	代表	望月亜矢子
	地域活動支援センターゆうゆう	施設長	小林 公子
	特定非営利活動法人富士市手をつなぐ育成会	理事	鈴木 礼子
	富士市悠容クラブ連合会	副会長	佐野 房夫
	特定非営利活動法人ハイネット・ふじ	副理事長	館林 芳子
市民代表	元吉原地区まちづくり推進会	会長	杉山 由隆
	一般公募		大木 澄子
	一般公募		堀江 義文
公共交通事業者	東海旅客鉄道株式会社静岡支社管理部総務課	企画担当リーダー	高野 正光
	日本貨物鉄道株式会社東海支社総務課	企画室長	小林 康夫
	富士急静岡バス株式会社業務部	次長	志村 公聖
	岳南鉄道株式会社鉄道部	部長	齊藤 俊彦
施設管理者	静岡県富士土木事務所企画検査課	課長	渡邊 信幸
	静岡県建設部道路局道路保全室交通安全施設係	主任	羽田 充明
	静岡県田子の浦港管理事務所工務施設課	課長	高木 久
	富士市建設部道路維持課	参事補兼主幹	遠藤 光昭
	富士市都市整備部みどりの課	参事補兼主幹	相場 俊彦
公安委員会	富士警察署交通課規制係	係長	柴田 吉秀
市役所庁内	富士市福祉保健部障害福祉課	主事	大野 貴
	富士市福祉保健部生きがい福祉課	主事	横山 健太
	総務部企画課	主幹	芹澤 広樹
オブザーバー	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局企画調整担当		
	静岡県企画部総括企画監（政策推進）・企画監（交通政策）		
事務局	富士市都市整備部都市計画課		

(敬称略、団体、所属、役職等は平成 20 年 3 月 25 日現在)

■ 吉原駅改善検討部会委員

団体・所属等		役職等	氏名
公共交通事業者	東海旅客鉄道株式会社静岡支社管理部総務課	企画担当リーダー	高野 正光
	日本貨物鉄道株式会社東海支社総務課	企画室長	小林 康夫
	富士急静岡バス株式会社業務部	次長	志村 公聖
	岳南鉄道株式会社鉄道部	部長	齊藤 俊彦
施設設置管理者	静岡県富士土木事務所企画検査課	課長	渡邊 信幸
	静岡県田子の浦港管理事務所工務施設課	課長	高木 久
	富士市建設部道路維持課	参事補兼主幹	遠藤 光昭
市役所庁内	総務部企画課	主幹	芹澤 広樹
事務局	富士市都市整備部都市計画課		

(敬称略、団体、所属、役職等は平成 20 年 3 月 25 日現在)

## ○ 基本構想検討協議会設置要領

### (設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づき、吉原駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定するにあたり必要な事項を研究、検討するため、吉原駅周辺地区バリアフリー基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 法の趣旨に基づき、重点的に整備する必要のある地区的選定、及びその地区におけるバリアフリー化の方針等を内容とする基本構想（案）の策定にすること。
- (2) その他富士市のバリアフリー事業のあり方に関すること。

### (組織)

第3条 基本構想検討協議会委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体
- (3) 高齢者関係団体
- (4) 市民代表
- (5) 公共交通事業者
- (6) 施設管理者
- (7) 公安委員会等

2 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

3 協議会の中に、吉原駅等のバリアフリー化事業手法等について検討する吉原駅改善検討部会を置く。

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成19年8月23日から基本構想策定終了までとする。

### (代理出席)

第5条 委員は、あらかじめ指名する者を協議会に代理出席させることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、都市整備部都市計画課におく。

2 協議会の議事進行は事務局長が行う。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

## ○ 基本構想の策定経過

年	月日	経過
平成19年	8月23日	第1回基本構想検討協議会・吉原駅改善検討部会
	9月26日	第2回基本構想検討協議会・吉原駅改善検討部会 (フィールドワーク)
	10月29日	第3回基本構想検討協議会
	11月5日	第3回吉原駅改善検討部会
	11月21日	関係機関協議 ・国土交通省中部運輸局静岡運輸支局
	12月3日	第4回基本構想検討協議会
	12月10日	第4回吉原駅改善検討部会
	12月26日	関係機関協議 ・静岡県富士土木事務所 ・富士市道路維持課
平成20年	1月9日	関係機関協議 ・岳南鉄道株式会社
	1月10日	関係機関協議 ・東海旅客鉄道株式会社静岡支社
	1月18日	関係者への説明 ・聖隸富士病院
	1月21日	第5回基本構想検討協議会
	1月22日	関係機関協議 ・富士警察署 関係者への説明 ・吉原地区連合町内会長
	1月28日	第5回吉原駅改善検討部会
	2月4日	関係機関協議 ・富士急静岡バス株式会社 関係者への説明 ・富士市教育委員会スポーツ振興課（富士市立富士体育館） ・ほんいちパーキング ・米山病院
	2月5日	関係者への説明 ・ハローワーク富士 ・富士市市民部地域安全課（富士市民活動センター（コミュニティ f )) ・富士市シルバー人材センター ・芦川病院
	2月7日	関係者への説明 ・吉原商店街振興組合、虹いろどパーキング
	3月25日	第6回基本構想検討協議会・吉原駅改善検討部会

○ フィールドワーク実施状況（第2回基本構想検討協議会・吉原駅改善検討部会）

**A班**

- 主に吉原駅についてフィールドワークを行いました。
- 駅舎の構造上のバリア、トイレの使い勝手、券売機、改札口、岳南鉄道との乗り継ぎなどについて、重点的に点検作業を行いました。



**B班**

- 主に吉原本町駅や周辺市街地についてフィールドワークを行いました。
- 駅舎の構造上のバリア、周辺市街地における道路の歩道空間などについて、重点的に点検作業を行いました。



**C班**

- 主に吉原駅北口のバス停や路線バス車両、吉原本町駅周辺市街地についてフィールドワークを行いました。
- バス停における乗降や市街地における道路の歩道空間などについて、重点的に点検作業を行いました。



撮影した写真も活用しながら、フィールドワークの結果を整理して「問題点マップ（A班）」を作成しました。

撮影した写真も活用しながら、フィールドワークの結果を整理して「問題点マップ（B班）」を作成しました。

撮影した写真も活用しながら、フィールドワークの結果を整理して「問題点マップ（C班）」を作成しました。



A班の代表者の方に、「問題点マップ（A班）」を発表していただきました。



B班の代表者の方に、「問題点マップ（B班）」を発表していただきました。



C班の代表者の方に、「問題点マップ（C班）」を発表していただきました。



## ○ 吉原駅改善のイメージ（第4回・第5回吉原駅改善検討部会）

表. 吉原駅改善後の移動等円滑化経路

ケース	移動等円滑化経路
①駅北口 ⇄ JR 東海道本線	JR 吉原駅北口 ⇄ 新規通路 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR 改札口 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR プラットホーム
②駅南口 ⇄ JR 東海道本線	JR 吉原駅南口 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR 改札口 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR プラットホーム
③岳南鉄道 ⇄ JR 東海道本線	岳南鉄道プラットホーム ⇄ 岳南鉄道改札口 ⇄ 新規連絡通路 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR 改札口 ⇄ 新規 Ev ⇄ JR プラットホーム

※Ev…エレベーター

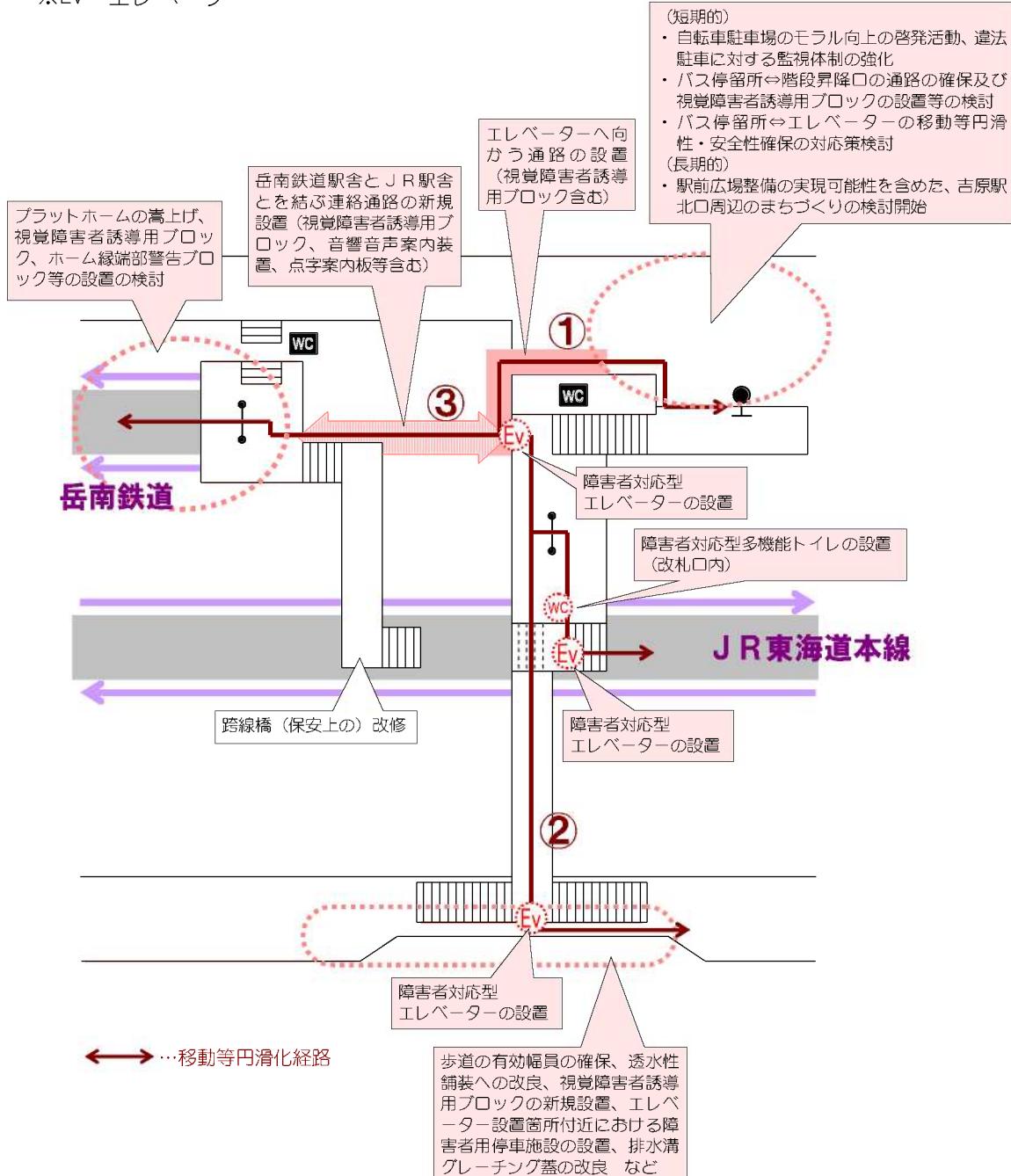


図. 吉原駅改善のイメージ

## ○ 用語集

### 【エ】

駅前広場

- ・鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関の結節点として鉄道駅前に設けられる広場のことであり、通常「駅前広場」と呼ばれるものは、都市計画決定された広場（都市施設）のことを指す。整備にあたっては、都市側（道路側）と鉄道側とで十分な協議が必要となる。

### 【オ】

音響信号機

- ・信号交差点において、視覚障害者を安全に横断させるために、擬音やメロディーなどによる誘導機能を備えている信号機のこと。

### 【ク】

グレーティング蓋

- ・道路側溝など、排水施設の路面部分に降雨による雨水を集水するために設置される金属製の蓋のこと。

### 【コ】

交通結節点

交通バリアフリー法

- ・複数の交通手段の接続が行われる施設・地点・場所などのことを指し、鉄道駅や駅前広場、空港、インターチェンジなどがある。
- ・平成12年に施行された、「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略。高齢者や身体に障害のある方などが円滑に利用できるよう、公共交通事業者に対して施設や車両等のバリアフリー化を義務づけている。また、特定旅客施設を中心とした地区において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するため、市町村による基本構想策定について規定されている。
- ・平成18年にハートビル法（旧）と統合し、バリアフリー新法として法制化された。
- ・地域社会のニーズに合わせて運行される小型の路線バスのことである。乗車料金を低く設定したり、停留所間隔を短くするなどして利用者の利便性を図ることが多い。

### 【サ】

3 R

- ・日常生活の中で、ごみを極力減らしたり、再利用を図ったりすることを推進する考え方の略称である。「R」とは、以下の意味を持つ3つの英語の頭文字を表している。  
Reduce（リデュース：ごみとして排出することを抑制する）  
Reuse（リユース：不用となったものを再使用する）  
Recycle（リサイクル：同一または別のものに再生して利用する）

### 【シ】

視覚障害者誘導用ブロック

- ・歩道などの歩行者空間において、主に足の裏の触感覚で、その存在や大まかな形状を確認できるような突起が表面に施工されたブロックのこと。突起物の形状により、「線状ブロック」と「点状ブロック」とに分類され、「線状ブロック」は、主に誘導対象施設への方向を、また「点状ブロック」は、主に注意すべき位置や誘導対象施設の位置を案内するためのものである。

### 【ス】

スパイラルアップ

- ・何かを行ったり、生産したりする場合に、その度により効果的、効率的になっていくさまのこと。

スロープ	<ul style="list-style-type: none"><li>階段など段差がある箇所において、車椅子使用者などの障害者が垂直方向に円滑に移動できるように設置された傾斜施設のことを行う。</li></ul>
【セ】	
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"><li>生活関連施設相互間の経路のことを行う。</li></ul>
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"><li>相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等のことを行う。</li></ul>
【タ】	
多目的トイレ（多機能トイレ）	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者や障害者、また子供連れの人など、誰もが利用できるトイレのことを行う。</li></ul>
【テ】	
低床式バス	<ul style="list-style-type: none"><li>乗降口のステップ数（階段数）を減少させることによって床面の高さを低くし、利用者の乗降の負担を軽減させる目的で開発されたバスのことを行う。バスのタイプにより「ノンステップ型」と「ワンステップ型」があり、「ノンステップ型」は床面高さ30cm、「ワンステップ型」は床面高さ65cmとなっている。</li><li>視覚障害者が、現在地や目的地までの向き（方向）などの確認ができるようにした、点字を施した案内図（触知図）のことを行う。</li></ul>
点字案内板	
【ト】	
透水性舗装	<ul style="list-style-type: none"><li>路面に降った雨水を、そのまま地下に浸透させることができる舗装のこと。</li></ul>
特定建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物またはその部分のことを行う。</li></ul>
特別特定建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>なお、特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、または、主に高齢者や障害者等が利用する建築物であって、バリアフリー化が特に必要であるとして政令で定める建築物を、特別特定建築物といふ。</li></ul>
特定事業	<ul style="list-style-type: none"><li>一定の条件下で行われるバリアフリー化事業の総称。バリアフリー新法では、以下の6つの事業が位置づけられている。<ul style="list-style-type: none"><li>◆公共交通特定事業（公共交通事業者が行うもの）</li><li>◆道路特定事業（道路管理者が行うもの）</li><li>◆路外駐車場特定事業（路外駐車場管理者が行うもの）</li><li>◆都市公園特定事業（公園管理者が行うもの）</li><li>◆建築物特定事業（建築物所有者が行うもの）</li><li>◆交通安全特定事業（都道府県公安委員会が行うもの）</li></ul></li></ul>
特定旅客施設	<ul style="list-style-type: none"><li>1日あたりの平均乗降客数が5,000人を超える旅客施設（鉄道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル）のこと。</li></ul>
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"><li>都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、将来あるべき都市の姿（将来都市像）を描き、それを実現させるために必要となる土地利用の方針や都市施設などの方針を示したものである。</li></ul>
都市公園	<ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法に基づいて国や地方公共団体が設置・管理する公園または緑地の総称であり、設置の目的や役割に応じて、多くの種類に分類される。</li></ul>

【ハ】

パーソントリップ調査

ハートビル法

バリアフリー  
(移動等円滑化)

バリアフリー新法

【ホ】

ホーム縁端部警告ブロック

【ユ】

ユニバーサルデザイン

【ロ】

路外駐車場  
特定路外駐車場

- 人（パーソン）の動き（トリップ）を把握することを目的として行われる調査であり、どのような人がいつ、どのような目的で、どこへ、どのような交通手段を用いて動いたか、などについて把握される。

- 平成6年に施行された、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略。高齢者や身体に障害のある方などが円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることによって、建築物の質の向上を図ることを目的としたものである。

- 平成18年に交通バリアフリー法と統合し、バリアフリー新法として法制化された。

- 段差などの障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。近年では物理的な障壁のみならず、社会的・制度的・心理的な障壁をなくす場合にも用いられている。

- 交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略。これまで「点」や「線」の形で進められてきたバリアフリー化を「面」として進めようとするもの。

- 従来の法律では対象外施設だった道路、路外駐車場及び都市公園を追加し、旅客施設や建築物等と併せ、新設・改良時のバリアフリー化を義務づけている。

- 鉄道駅プラットホームなどにおいて、特に視覚障害者の軌道上への転落を防止するために、プラットホーム外周部に点状ブロックを連続的に施したもの。

- 障害の有無や性別、人種などにかかわらず、さまざまな人が公平に利用できるように都市施設や生活環境をデザインするという考え方。バリアフリーが「今ある障壁を取り除く」という考え方に対し、ユニバーサルデザインは「（障壁等が発生しないよう）あらかじめ、そのよう（なデザイン）にしておく」という積極的な考え方である。

- 道路の路面外に設置される、一般公用の自動車駐車場のこと。
- 路外駐車場のうち、道路付属駐車場、公園駐車場、建築物付属駐車場以外の駐車場で、駐車部分の面積が500m<sup>2</sup>以上で、かつ駐車料金を徴収するものを、特定路外駐車場といふ。